

地域の輪をひろげましょう

～地域と民泊の関係づくりを～

京都市では、市民と観光客の安心安及び地域住民により形成されてきた生活環境との調和の確保を大前提に、京都ならではの「おもてなし」の提供と持続可能な宿泊環境を迫及するため、民泊が適正な運営等に係る独自のルールを策定しています。

このリーフレットは、民泊にかかる自治会・町内会等の御心配も増えていることから、民泊営業が開始されるまでに、自治会・町内会が事業者との協議にあたって参考にさせていただく事項をまとめています。

I 民泊ってなあに？

民泊営業等にかかる法令、本市のルール等（とくに地域が知っておくべき情報）を記載します。

II ご近所に民泊ができることになったら・・・

新しく民泊ができることで、戸惑いや不安を感じる方も多くいらっしゃると思います。良好な地域コミュニティの維持形成のためには、地域と民泊事業者等との関係づくりが大切です。

① 町内会等への説明会をしていただきますよう。

民泊の営業について、その形態や営業日数、防火対策や迷惑行為の防止対策、緊急時の対応など、周辺住民としてしっかり聞いておくことが大切です。まずは事業者から、自治会・町内会等に対し、しっかり説明をしてもらいましょう。

② 地域のルールを伝えましょう。

事業者から説明を受けた上で、不安に感じたことや疑問に思うことがあれば、率直に聞いてみましょう。また、地域のルールなど、地域の一員として守ってほしいことがあれば、しっかり伝えましょう。

③ 話し合える関係を築いていきましょう。

説明会の話し合いの中で、直ちに事業者側が対応できない場合もあるかもしれません。しかしそれが理由でお互い建設的な話し合いができないような状態では、営業が開始され、実際に困ったことがおこったとき、良好な生活環境の維持が難しくなってしまいます。

説明会以降も、ご近所どうし、話し合える関係をつくっていくことが非常に大切です。

Ⅲ 民泊も地域の一員です！

① 自治会・町内会への加入や地域活動の参加を呼びかけましょう。

地域の一員として、事業者にも自治会・町内会に入るよう呼びかけましょう。事業者には「賛助会員」として協力を求めている自治会・町内会もあります。

地域住民、民泊の事業者や民泊を利用される方、それぞれが気持ちよく過ごせる環境にするためにも、自治会に参画することが大切であることを事業者に伝えていきましょう。

また、事業者も防災訓練や一斉清掃等の地域活動に参加してもらうことは、自治会・町内会の役割や大切さを理解していただくことにも繋がります。ぜひ参加を呼びかけてみましょう！

② 約束したことについて、書面（協定書）にしておく心安いです。

民泊と地域の生活環境の調和が図られるよう、説明会等で取り決めたことや自治会等への加入、地域活動への参加など、お互いが約束したことについて、協定書を締結することで、お互いの安心につながります。協定書の締結にあたっては、事業者と自治会等でお互いに理解しながら協議しましょう。

（HPで協定書（例）を掲載しています。）

③ 京都の活力を生む（新たなまちづくりの）チャンスかも？！

民泊は、京都の暮らしに根差した文化を体験し、地域の中で育まれてきた生活文化に直接触れることができる施設でもあります。観光客と市民の交流も生まれやすくなるなど、新たな価値を生み出す可能性もあります。

隣近所からの温かいお声かけや、ご近所のお店を利用しやすくするなど、民泊を利用される方が京都の暮らしを堪能していただけるよう、事業者と地域が一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

自治会・町内会Q&A

こんなとき、どうすればいいの？

自治会・町内会が民泊との関係づくりに向け、説明会で確認しておくこと具体例など

自治会・町内会の 民泊に関する取組についてのご相談

地域コミュニティサポートセンター

電話：222-3098

FAX：222-3042

Eメール：chiikizukuri@city.kyoto.jp

又は、各区役所・支所 地域力推進室

民泊に関する通報・苦情・相談 問い合わせ

民泊通報・相談窓口

電話：222-0700

FAX：222-0701

Eメール：minpakusoudan@city.kyoto.lg.jp